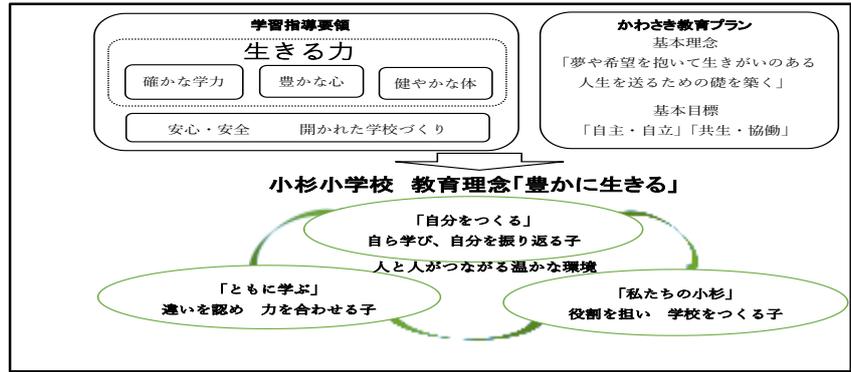




川崎市立小杉小学校いじめ防止基本方針

1 令和6年度 学校経営計画



中期学校経営目標（5年目標） → 学校経営の4つの評価領域

①学力の向上	②社会性の育成	③自主性・主体性の育成	④開かれた学校づくり
<ul style="list-style-type: none"> ○新しい学習環境を生かした創意ある授業づくりの推進 ○個々が主体となり学力を伸ばす指導体制の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○違いを認め、力を合わせることの大切さを実感できる教育の推進 ○学校という「社会」で全児童がよりよく学習生活するための基本的ルールの定着 	<ul style="list-style-type: none"> ○学習環境を生かした学年に応じた役割分担による参画意識の向上 ○集団生活の向上をめざした特別活動の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○教育理念と3つの学校目標の保護者・地域との共有の浸透 ○学校教育目標を具現化するための学校評価の在り方

短期学校経営目標（今年度の重点目標 ●）

個々が学び合える授業づくりの工夫	一人ひとりの違いを認め人権を守る教育	自主性・主体性を育てる活動	人と人がつながる温かな環境づくり
<ul style="list-style-type: none"> ●学び合いができる学級づくり ●学びのプロセスを大切に、GIGA端末を有効活用した授業づくり研究 ○体験活動を通じた気付きや課題を探究する態度の育成 ○多くの教職員で一人ひとりの学力を育てる取組 	<ul style="list-style-type: none"> ●いじめを生まない・許さない徹底した学校・学級づくり ●一人一人の違いを大切に、互いを認め合える取組 ●道徳学習や共生・共有プログラム・人権学習の充実化 ○児童支援体制の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ●児童主体の活動や行事でのかかわりを通じた個々の役割の明確化と<u>価値づけ</u> ○児童の集団への所属意識を高めるため特別活動の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ●保護者や地域に向けた日常の教育活動の発信 ●学校内外における各学年での地域学習や外部機関等とのつながる環境づくり ○児童の安全・安心・教育環境にかかわる取組

重点に係る具体的な取組

<ul style="list-style-type: none"> ○学び合う授業構成や思考を耕すための体験活動、対話的学習の取組 ○個別最適な学びを主とした、GIGA端末を活用した学び合いの授業実践 ○授業力向上のための教職員の研修 ○基本的な指導や学習の習慣づくり等での学校全体で一貫した指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○共生*共有プログラムや人権学習の計画的な実践 ○児童によるいじめ防止に対する自主的な取り組み ○いじめの未然防止や早期発見、初期対応の組織的な取り組み。 ○キャリアノートの活用 ○児童・担任との信頼関係の構築とSCの活用 ○学年・学校全体での児童理解や情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ○学級活動を通しての各クラス内における役割の明確化 ○児童会活動や委員会活動での常時活動による<u>所属意識の育成</u> ○自己決定と他者意識による<u>自己調整力の育成</u> ○「よくわかる！小杉小学校」の見直し・作成 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域等とのつながりを意識した社会科・生活科・総合的な学習の時間、特別活動の推進 ○学校ホームページでの教育活動の発信 ○学校教育推進会議や保護者からのアンケートを通じた学校評価の反映
---	--	---	--

2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切に授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 児童生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員として人間性を高めます

教職員自身が児童生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童生徒を一人の人間として尊重し、児童生徒の気持ちを理解し、児童生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 児童生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、児童生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につけさせます。

④ 児童生徒の自浄力を育てます

児童生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における児童生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、児童生徒の理解を深める大切な情報

です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている児童生徒や周りの児童生徒が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び児童生徒指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

② いじめられた児童生徒への支援

- もっとも信頼関係ができていない教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた児童生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的にを行います。

④ 周囲の児童生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかつたことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した児童生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解消するまで学校が主体性を発揮し、解消後も定期的に児童生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態とといいます。

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

6 令和6年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】（校務分掌に位置付ける）

校長、教頭、 総括教諭、 教務主任 、学年主任 支援教育コーディネーター
教育相談担当、 養護教諭、 スクールカウンセラー
スクールソーシャルワーカー（要請による派遣）

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証・・・
（ 支援教育コーディネーター ）
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・（ 支援教育コーディネーター ）
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・・・・・・・・・・・・・・（ 支援教育コーディネーター ）
- ・いじめ問題に関する資料の管理・・・・・・・・・・・・・・・・（ 支援教育コーディネーター ）
- ・道徳教育との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（道徳主任・支援教育コーディネーター）
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・（ 支援教育コーディネーター ）

【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・（ 支援教育コーディネーター ）
1年・・・・・・・・（ 学年主任 ） 2年・・・・・・・・（ 学年主任 ）
3年・・・・・・・・（ 学年主任 ） 4年・・・・・・・・（ 学年主任 ）
5年・・・・・・・・（ 学年主任 ） 6年・・・・・・・・（ 学年主任 ）
学習室…（ 学年主任 ）
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営・・・・・・・・・・・・・・・・（支援教育コーディネーター）
- ・スクールカウンセラーとの連携・・・・・・・・・・・・・・・・（支援教育コーディネーター）

【児童・保護者・地域との連携】

- ・児童会・生活委員会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（ 児童会担当 ）
- ・PTAとの連携・・・・・・・・・・・・・・・・（ 教頭・教務主任 ）
- ・地域教育会議との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（校長）（教頭）（教務主任）

【関係機関との連携】

- ・警察との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（ 校長 ）（ 教頭 ）（ 支援教育コーディネーター ）
- ・児童相談所との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（ 校長 ）（ 教頭 ）（ 支援教育コーディネーター ）

7 令和6年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容 (校内いじめ防止対策会議・児童指導部会・職員会議等)
4	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針・重点目標の確認 いじめ防止対策年間計画検討・作成 いじめの未然防止、早期発見、初期対応方法等についての職員研修 構成員の確認・役割分担・全職員における児童理解
5	<ul style="list-style-type: none"> 全職員による要支援児童理解 第1回効果測定実施(新クラス内での児童の様子を把握)…結果を踏まえた児童理解
6	<ul style="list-style-type: none"> 各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 スマイル(いじめ)アンケート実施&情報共有 【児童指導点検強化月間】いじめ防止月間の取り組み
7	<ul style="list-style-type: none"> 各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 生活ふりかえりアンケート(のびゆくすがた自己評価) 夏休み期間中の対応確認
8	<ul style="list-style-type: none"> 児童理解～学級内支援について事例研修～(講師未定) 夏休み明けの児童理解情報共有
9	<ul style="list-style-type: none"> 各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 第2回効果測定実施(クラス内での児童の様子を把握)…結果を踏まえた児童理解 前期の反省とまとめと後期の具体的な取組の確認
10	<ul style="list-style-type: none"> 各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 第2回スマイル(いじめ)アンケート実施に向けた内容検討
11	<ul style="list-style-type: none"> 【児童指導点検強化月間】いじめ防止月間への取り組み 各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 スマイル(いじめ)アンケート実施&情報共有 学校教育推進会議(予定) 土曜授業参観(人権に関する授業公開・全クラス)予定
12	<ul style="list-style-type: none"> 各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 生活ふりかえりアンケート(のびゆくすがた自己評価) 第3回効果測定実施(クラス内での児童の様子を把握)…結果を踏まえた児童理解
1	<ul style="list-style-type: none"> 各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 教育相談を受けて、気になる児童との面談。職員の共通理解
2	<ul style="list-style-type: none"> 【学校体制振り返り月間】の取組 各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 生活ふりかえりアンケート(のびゆくすがた自己評価) 今年度の反省→学校評価への反映
3	<ul style="list-style-type: none"> 各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 来年度に向けての基本方針の見直し

◎本校のいじめ防止に向けた取組

児童・生徒の自主的な取組

[自主的な企画・運営]

- ・児童会活動の充実…代表委員会での児童による主体的ないじめ防止への取り組み
- ・生活委員会の新設…児童による、よりよい学校生活への取り組み・発信
- ・火曜日に朝会、学年集会、拡大学年集会、委員会集会など様々な集会の企画・運営
- ・自主的なあいさつ運動

[交流活動の活性化]

- ・幼・保・小連携教育の模索
- ・保護者ボランティアの活動充実
- ・委員会活動・クラブ活動における異学年交流の充実
- ・町内会・子ども会・小杉フェスタなど地域行事への参加

[啓発活動]

- ・学校教育目標の意識化「自ら学び 自分を振り返る子」「違いを認め 力を合わせる子」
- ・いじめ防止標語やポスターの作成、いじめ撲滅キャンペーンの実施
- ・お話 BOX の設置（悩み相談）
- ・情報モラル教育…道徳活動や年間指導計画、情報活用能力育成に向けた指導計画に位置付けていく

保護者の取組（PTA 活動）

- ・保護者ボランティアの活動と児童の委員会活動のタイアップ…
外国語（国際）ボランティア・図書ボランティア・運動会ボランティア

地域住民の取組

- ・PTA・地域ボランティアによる子どもたちの登下校の安全確認
- ・総合的な学習の時間・生活科のゲストティーチャー
- ・SNG（児童家庭支援センター）の登校見守り&毎月2回の教育相談

～この基本方針は、文部科学省、教育委員会等の指示や方向転換があった場合や本校児童の実態や家庭・地域の実情を考慮し、必要を感じた場合には随時訂正を加えていく予定です～

（令和6年4月策定）